

日蓮聖人における事一念三千の形成についての一考察

——佐前の受容と佐後の展開を中心に——

中 村 宣 悠

一、はじめに

日蓮聖人の教学は佐前・佐後において相違があり、『三沢鈔』に「又法門の事はさどの国へながされ候し己前の法門は、ただ仏の爾前の経とをほしめせ。」（『昭和定本日蓮聖人遺文』〈以下『定本』と略す〉一四四六頁）と示す通りである。一念三千の法門においても佐前には「事一念三千」という説示はなく、題目受持等の布教実践を事一念三千に依る法門である事を明確には示されず、法華経本門に基づき一念三千も『十章鈔』にみられるのみである。しかし、同じく『三沢鈔』に

此国の国主我をもたもつべくば、真言師等にも召合せ給はずらむ。爾時まことの大事をば申すべし。弟子等にもなひく申ならばひろうしてかれらしりなんず。さらばよもあわじとをもひて各々にも

申ざりしなり。（『定本』一四四七頁）

と示すように、心の内に秘めながら敢えて外には示されなかった法門である。そのため佐前遺文においても事一念三千の端緒は伺える。本稿では日蓮聖人の佐前遺文を中心に、真蹟現存・曾存・直弟写本現存に限定し、佐前において天台大師の示された一念三千を聖人がどのように受容し、さらに事一念三千の法門として説き示されたのか、その過程を考察したい。

まず一念三千の説示がみられる佐前遺文としては、『二代聖教大意』『断簡三二九』『守護国家論』『像法決疑経等要文』『唱法華題目鈔』『顕謗法鈔』『南條兵衛七郎殿御書』『断簡五〇』『断簡三四七』『断簡三四八』『法門可被申様之事』『浄土九品之事』『十章鈔』『寺泊御書』が挙げられる。これ等を系年順に考察し、佐後遺文との共通点等も検討したい。

二、佐前遺文における一念三千

(1) 『一代聖教大意』(日写本)

(定) (対) 正嘉二年二月一日¹⁾

一念三千の名目は本書にはじめて示される。すなわち本書において聖人は、『摩訶止観』の「夫一心具三十法界一法界又具三十法界一法界又具三十法界一法界又具三十法界即具三千種世間。此三千在一念心」の文と『輔行伝弘決』の「当知身土一念三千。故成道時称此本理一身一念遍於法界」の文を引用される。ここでは『観心本尊抄』の冒頭と同様に一念三千の出処を明かし、「但此初二三行可得留意也。」(『定本』七一頁)と『摩訶止観』巻五の理境結成段の二、三行すなわち「夫一心具三十法界一法界又具三十法界一法界又具三十法界一法界又具三十法界一法界即具三千種世間。此三千在一念心」の文を心得て受容する事が重要である事が述べられ、また「一念三千之文光放たりし也。ありがたかりし事也。」(『定本』七二頁)と一念三千の優越性を示される。『一代聖教大意』の一念三千に関する記述は「問曰妙法一念三千云事如何」(『定本』七一頁)

という問いからはじまり、この問いが主題となるが、その明確な回答はなされないまま、「一念三千別委可レ書」(『定本』七三頁)と述べられる。

これらのことから初期遺文『一代聖教大意』においては天台教学の説明に止まるものの、『摩訶止観』巻五に示される一念三千を既に極説として捉えていた点・妙法と一念三千を同一視していた点に注目することが出来る。

(2) 『四教略名目』(真・完)

(定) 正嘉年間 (対) 正嘉二年

本書は、天台教学の綱要をまとめたものである。その中に、「玄義・文句・十界互具・百界千如立一念三千文無」(『定本』二八九九頁)と示される。この説示は『観心本尊抄』冒頭(『定本』七〇二〜七〇三頁)と軌を一にする表現であり、聖人は既に正嘉年間において、『摩訶止観』が『法華玄義』『法華文句』を超え、唯一の一念三千法門の典拠であると捉えていたことが判る。

(3) 『断簡三二九』(定) 正嘉年間 (対) 正嘉二年

『断簡三二九』においては「サレハ法者十界十如法也。十界。一 正報之十界。二 依報十界。正報十界。二。一 衆生世間。二 五陰世間。依報十界具 三種世間也。一 界三種世間。十界三十種世間。」(『定本』二九七九頁)と示し、十界・十如是を正報と依報に分けて、三種世間を中心に一念三千を捉えている。これは『観心本尊抄』に示される「己心三千具足三種世間」(『定本』七二二頁)に繋がる説示である。

(4) 『守護国家論』(真・曾) (定) (対) 正元元年
次に『守護国家論』の法華経を重視する説示に注目出来る。

手不^ニ執^レ卷常読^ニ是経^ヲ口無^ニ言声^ノ遍誦^ク衆典^ヲ仏不^ニ説法^ヲ恒聞^キ梵音^ノ心不^ニ思惟^ク普照^ク法界^ニ已上。
此文意手不^レ執^ニ法華経一部八巻^ヲ信^ニ是経一人^ノ昼夜十二時持経者也。口不^レ出^テ誦経声^ヲ信^ニ法華経二者日々時々念念^ニ一切経^ヲ者也。仏入滅既経二千余年^ヲ。雖^レ然信^ニ法華経^ヲ者許留^ニ仏音声^ノ時々刻々念々^ニ令^レ聞^キ我不^レ死由^ヲ。心不^レ観^ニ一念三千^ヲ遍照^ス十方法界^ヲ者也。此等徳備備^下行^ニ法華経^ヲ者^上也。

是故信^ニ法華経^ヲ者設臨終時心不^レ念^レ仏口不^レ誦^セ経不^レ入^ニ道場^ニ無^レ心照^シ法界^ヲ無^レ音誦^ク一切経^ヲ不^レ取^ニ巻軸^ヲ拳^ニ法華経八巻^ヲ徳有^レ之。(『定本』一一一頁)

これは『法華玄義』の引用と聖人の注釈であり、『守護国家論』にのみ引用されるが、『法華玄義』の「手不^レ執^レ卷常読^ニ是経^ヲ口無^ニ言声^ノ遍誦^ク衆典^ヲ仏不^ニ説法^ヲ恒聞^キ梵音^ノ心不^ニ思惟^ク普照^ク法界^ニ已上」の文に対して一念三千の観念を用いずとも広く十方世界を照らし、諸の功徳が法華経を修行する者、修行する者に具わると解釈をして示されている。本書では、一念三千を題目受持と関連して示される事はないが、「明^下但唱^ニ法華経題目^ヲ可^キ離^ル三惡道^ノ者」(『定本』二二七頁)ともあり、題目の功徳の集約性・超勝性は示されており、一念三千の観念に依らなくとも法華経を信仰する事で功徳が具わる点において、『観心本尊抄』の「釈尊因行果徳^ニ法妙法蓮華経^ノ五字具足。我等受^ニ持^ス此五字^ヲ自然讓^リ与^フ彼因果功徳^ヲ」(『定本』七二一頁)や「不^レ識^ク一念三千^ノ者^ニ仏起^シ大慈悲^ヲ五字内裏^ニ此珠^ヲ令^レ懸^ク末代幼稚^ノ額^ニ」(『定本』七二〇頁)という説示と軌を一にする表現であるといえる。つまり本門による事行としての題目受持・

事一念三千を示す事はなかつたものの、その構想は心の内に秘めていたものと伺える。

(5) 『像法決疑經等要文』(真・断簡)

(定) 正元二年 (対) 文永元年

『像法決疑經等要文』は引用文集の爲、聖人自身の文はなく『摩訶止観』『法華文句』『法華玄義』『輔行伝弘決』『法華文句記』『法華玄義釈籤』から、観心と一念三千に関する文を集めたものと見受けられる。これらの引用文の中で特に

『摩訶止観』

・第七正修^ニ止観^者前六重依^テ修多羅^ニ以開^キ妙解^ヲ今依^テ妙解^ニ以立^テ正行^ヲ。

『法華文句』

・観心釈者 王即心王。舍即五陰。心王造^ル此舍^ヲ。
・観^ニ十二入^一入具^ニ十法界^一。一界又十界。境界各十如是。即是一千。一入既^ニ千十二入^一即^チ是^レ万二千法門也。

『法華玄義』

・妙名^ハ不可思議^ニ。法謂^ク十界十如權実之法^{ナリ}。

『輔行伝弘決』

・問前五略中有^レ行有^レ解。有^レ因有^レ果。何故但云^ニ六重是解^一。答言^ニ大意^一者冠^ニ於行解自他因果^一。意既難^レ顯還作^ニ行解^一・因果等^ノ積。非^レ謂^ニ已有^ニ行果等^一也。故大意是惣^レ余八是別。別是別^ニ積^一・行解^一・因果^一。如^キ積禪波羅蜜^ノ十章之初亦是大意。惣別等意。意亦如是。若復有^レ人依^ニ前五略^一修^レ行証^レ果。能利^レ他等自是一途。即如^ニ第三卷初記^一也。若論^ニ文意^一但属^ニ於解^一。於属^ニ解中^一恐解不^レ周。故須^ニ下委明^一名牒及撰法等^一方勘^レ成^ニ二十十境十乘^一。如^ニ大意中^一雖^レ云^ニ發心十種不^レ同及四三昧明^一行差別^一但列^ニ頭數^一。弁^レ相未^レ足。是故都未^レ涉^ニ於十境十觀^一。方便望^レ五稍似^レ行始^一。若望^ニ正観^一全未^レ論^セ行。亦歷^ニ廿五法^一約^レ事生^レ解方乃堪^レ為^ニ正修方便^一。是故前六皆属^ニ於解^一。

・大師於^ニ覺意三昧^一 観心食法及誦經法 小止観等諸心観文^一但以^ニ自他等観^一推^ニ於三仮^一並未^レ云^ニ一念三千具足^一。乃至観心論中亦只以^ニ三卅六問^一責^ニ於四心^一亦不^レ涉^ニ於一念三千^一。唯^ニ四念處中略^一云^ニ観心十界^一而已。故至^ニ止観正明^一観法^一並以^ニ三三

千^ニ而^レ為^ス「指南」^ト。乃是終窮究竟極說^ニ。故序中云^ニ「説已心中所行法門」^ト。良有^レ以也。請尋讀者心無^ニ異縁^一」^⑩

『法華玄義釈籤』

- ・縦^ニ有^レ施設^一。訛^レ事附^レ法^ニ。
- ・略^ニ挙^ニ界如^一具撰^ニ三千^一。

の合計八つの引用文は後掲の『断簡三四七』にも引用されている。すなわち『像法決疑經等要文』と『断簡三四七』の両遺文には関連性があり、『像法決疑經等要文』を基に『断簡三四七』を述作されたと推測出来る。

(6) 『唱法華題目鈔』(日興抄写本)

(定) (対) 文応元年五月二八日

次に『守護国家論』の翌年、文応元年に述作された『唱法華題目鈔』においては

常の所行は題目を南無妙法蓮華經と唱べし。たへたらん人は一偈一句をも可^レ奉^レ誦。助縁には南無釈迦牟尼仏・多宝仏・十方諸仏・一切の諸菩薩・二乗・天人・龍神・八部等心に随べし。愚者多き世となれば一念三千の觀を先とせず。〔定本』二〇二頁〕

と示し、唱題修行を行の根幹に置き、愚者多き世、即ち末法では一念三千の觀念を用いないとする。佐前においては未だ、天台大師の一念三千を理の一念三千とは位置づけていないが、本書で述べられる「一念三千の觀」とは『富木入道殿御返事』に「天台・伝教等の御時には理也。：彼は迹門の一念三千」〔定本』一五二二頁〕と示す迹門理の一念三千であり、末法においては唱題修行を勧める。

また「法華經の肝心たる方便・寿量の一念三千・久遠実成の法門は妙法の二字におさまれり。〔定本』二〇二頁〕「止觀十卷の心は一念三千・百界千如・三千世間・心仏衆生三無差別と立給。一切の諸仏・菩薩・十界の因果・十方の草木瓦礫等妙法の二字にあらずと云事なし。〔定本』二〇三頁〕と示し、一念三千が妙法に集約される事を明かす。「法華經の肝心たる方便・寿量の一念三千・久遠実成」という文からは聖人の本迹觀を伺う事ができ、法華經の肝心である「方便品」と、「寿量品」に説かれる一念三千・久遠実成という解釈をすれば、聖人が一念三千を本門に見出していたと捉える事が出来るが、おそらくは法華經の肝心である「方便品」の一念三千と「寿量品」の久遠実成と解釈するのが妥当であろう。す

なわち本門の一念三千を明かさなかった事が判る。

これ等を総じると、末法においては天台大師の理法の一念三千は不相応であり、一念三千が集約された事行の題目受持でなければ得道は出来ないとしていたものの、事一念三千としては示さず、本門に依る一念三千を明かさなかった事が判る。また同年に述作された『立正安国論』の「天台沙門」(『定本』二〇九頁)という記載から、未だ天台門下としての立場であった事も判る。

(7) 『顕謗法鈔』(真・曾) (定) (対) 弘長二年

弘長二年になると『顕謗法鈔』において、「但善無畏三藏・金剛智・不空・一行等の性悪の法門・一念三千の法門は天台智者の法門をぬすめるか。若爾者、善無畏等の謗法は似破か又雜謗法か。」(『定本』二七二頁)と述べ、疑問形ではあるが、はじめて真言宗の一念三千の盗用論が示される。しかし真言宗の盗用であると確言はしておらず、七年後の文永六年の述作である『法門可被申様之事』において、「真言宗の漢土弘始は、天台の一念三千を盗取て真言の教相と定て理の本とし、枝葉たる印真言を宗と立、宗として天台宗を立下す條謗法の

根源たるか。」(『定本』四四九頁)と真言宗の一念三千の盗用を確言する。佐前において真言宗批判は多くないが、一念三千盗用論の面から『顕謗法鈔』『法門可被申様之事』において批判されていた事が判る。

(8) 『南條兵衛七郎殿御書』(真・断片)

(定) (対) 文永元年二月一三日

文永元年の述作である『南條兵衛七郎殿御書』においては

させる語を以て法華経を謗する人はすくなけれども、人ごとに法華経をばもちぬす。又もちぬたるやうなれども念仏等のやうには信心ふかからず。信心ふかき者も法華経のかたきをばせめず。いかなる大善をつくり、法華経を千万部読書写し、一念三千の観道を得たる人なりとも、法華経のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。(『定本』三二二頁)

と、謗法・違背者への呵責に關して示される。ここで特に注目すべき点は「一念三千の観道を得たる人なりとも、法華経のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。」の文である。つまり一念三千の観心修行を体得したとし

ても、三障四魔である法華経の仇を責めなければ得道はないという、通常の一念三千觀の否定と、「法華経のかたきをせめ」という折伏的弘教実践の推奨である。この点については、佐後の遺文である『撰時抄』において、

三世を知を聖人という。余に三度のかうみやうあり。一には去し文応元年「太歳庚申」七月十六日に立正安國論を最明寺殿に奏したてまつりし時、宿屋の入道に向テ云、禪宗と念仏宗とを失給べしと申させ給へ。此事を御用なきならば、此一門より事をこりて他國にせめられさせ給べし。一一去し文永八年九月十二日申時に平左衛門尉向云、日蓮は日本の棟梁也。予を失は日本國の柱礎を倒なり。只今に自界反逆難とてどしうちして、他國侵逼難とて此の國の人々他國に打殺るのみならず、多くいけどりにせらるべし。建長寺・寿福寺・極樂寺・大仏・長樂寺等の一切の念仏者・禪僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が頸をゆひのはまにて切らずは、日本國必ほろぶべしと申候了。第三、去年「文永十一年」四月八日左衛門尉語云、王地に生たれば身をば随られたてまつるやうなりとも、心をば隨られたてまつるべからず。念仏の無間獄、禪の天魔の所

為なる事は疑なし。殊に真言宗が此国土の大なるわざわひにては候なり。大蒙古を調伏せん事真言師には仰付らるべからず。若大事を真言師調伏するならば、いよくいそいで此國ほろぶべしと申せしかば、頼綱問云、いつごろかよせ候べき。日蓮言、経文にはいつとはみへ候はねども、天の御けしきいかりすくなからずきうに見へて候。よも今年はすごし候はじと語たりき。此の三の大事は日蓮が申たるにはあらず。只偏に釈迦如来の御神我身に入かわせ給けるにや。我身ながらも悦び身にあまる。法華経の一念三千と申大事の法門はこれなり。

〔定本〕一〇五三頁

と示し、三度の国家諫曉は一念三千の発動である事を明かされるが、これは「法華経のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。」という信念を体現・実践した例であり、『南條兵衛七郎殿御書』述作時には既に、いわゆる理一念三千を超える、より実践的・能動的な事一念三千を実質的に見出していた事が判る。

(9) 『断簡五〇』 (定) 文永中期 (対) 文永三年
『断簡三四八』 (定) 文永年間 (対) 文永五年

『断簡三四七』（定）文永年間（対）文永六年

『断簡五〇』『断簡三四八』『断簡三四七』については系年を断定する事は困難であるが文永初期から中期にかけて述作されたとみるのが妥当であろう。『断簡五〇』については一念三千に関して理・事の弁別がなされることとはなく、「法華経の一念三千」（『定本』二四九一頁）

と示し、本門・迹門を示す事もない。『断簡三四八』においては「横一念三千縦一念三千」（『定本』二九八八頁）という説示があり、他筆にて横の一念三千の下に迹門、縦の一念三千の下に本門と書かれている事に注目出来る。しかし断簡であるため情報量が少なく、縦の一念三千と本門の関係性等、今後検討していかなければならぬ。『断簡三四七』においては、先述のように『摩訶止観』『輔行伝弘決』『法華玄義』『法華玄義積籤』『摩訶止観義例』といった多くの文を引用し、遺文全体の約半分が引用文で構成されている。また一念三千の名目が集中して示されており他遺文には例を見ない。「問曰何處出^{ユリセル}一念三千名目乎。答曰止観第五始出^{セリ}之。」（『定本』二九八四頁）という一念三千の出処の問答や、『摩訶止観』の「夫一心具^{ニス}十法界^ニ二法界^ニ又具^{ニス}十法界^ニ二百

法界^{ナリ}。一界具^{ニス}三千種世間^ニ百法界^ニ即具^{ニス}三千種世間^ニ。此三千在^ニ一念心^ニ若無^レ心而已。介爾有^レ心即具^ニ三千^ニ。の文『輔行伝弘決』の「故至^ニ止観正明^ニ観法^ニ。並以^ニ三千^ニ而為^ス指南^ト。」の文を引用している点等から、『観心本尊抄』の下書きとして一念三千の著述・用例を集め、書き記していたのではないかと推測出来る。

(10) 『法門可被申様之事』（真・完）

(定) (対) 文永六年

文永六年述作の『法門可被申様之事』においては、先述したように、真言宗が一念三千を盗用した事をはじめて断言される。佐後においては『八宗違目鈔』、『開目抄』、『真言諸宗違目』、『観心本尊抄』、『小乘大乘分別鈔』、『木絵二像開眼之事』、『聖密房御書』、『四條金吾釈迦仏供養事』、『下山御消息』において数多く一念三千の盗用論を示されるが、佐前においては『顕謗法鈔』と『法門可被申様之事』の二遺文だけであり、本抄は真言宗が一念三千の法門を盗用した事を断言されたという点において特徴的であるといえる。

(11) 『浄土九品之事』(真・完)

(定) 文永六年 (対) 文永八年

次に、浄土教批判のための筆録『浄土九品之事』であるが、本抄は、諸経や天台の一念三千の説示に留まり、本門を依処とする一念三千を明かされていない。

文永六年までの遺文を見ても、正元元年述作の『守護国家論』や文永元年述作の『南條兵衛七郎殿御書』等から、一念三千を実践的側面に求めていた事が判るが、文永六年に至っても未だ本門に依る事を示されない。しかし文永三年述作の『法華題目鈔』においては、一念三千法門を直接的には示さないものの、

問云、妙法蓮華経の五字にはいくばくの功德をおさめたるや。答云、大海は衆流を納め、大地は有情非情を持、如意宝珠は万宝を雨し、梵王は三界を領す。妙法蓮華経の五字亦復如是。一切九界の衆生並に仏界を納たり。十界を納れば亦十界の依報の国土を収む。先妙法蓮華経の五字に一切の法を納る事をいはば、経の一字は諸経の中の王也。

一切の群経を納。(『定本』三九五頁)

と述べて、一念三千が題目に含有されている事を明か

し、非情の成仏、国土の成仏を示される。また「法華経

の本迹二門は日月のごとし——中略——法華経の時迹門の月輪始て出給し」(『定本』三九七頁)と迹門を月、

本門を日として捉えている。前年文永二年述作の『薬王品得意抄』に「爾前如星法華経迹門如月寿命品如日。寿命品時迹門月未及。何況爾前星。夜星時月時衆務不レ作。夜晩必作衆務。爾前・迹門 猶生死難レ離。至三本門寿命品必可レ離生死。」(『定本』三四〇頁)と本門・迹門を日月に譬え、本門の優位性を示されており、『法華題目鈔』においても、本門の超勝性と題目含有の一念三千が示されている事が判る。すなわち『薬王品得意抄』『法華題目鈔』においては一念三千法門を直接的に本門寿命品と結びつけて示す事はないが、既に文永初期から、『開目抄』『観心本尊抄』に示される本門事一念三千法門を内に秘めていた事が判る。

(12) 『十章鈔』(真・断片欠)

(定) 文永八年五月 (対) 文永二年

次に『摩訶止観』を端緒として、一念三千に触れている遺文である『十章鈔』においては

一念三千と申事は迹門にすらなを許されず。何況爾前に分たえたる事なり。一念三千の出処は略開三十如実相なれども、義分は本門に限。爾前は迹門の依義判文、迹門は本門の依義判文なり。但真実の依文判義は本門に限べし。〔定本〕四八九頁〕と示し、ついに迹門に依る一念三千よりも、本門を依処とする一念三千法門の超勝性を明かされる。これは佐後『開目抄』に

迹門方便品は一念三千・二乗作仏を説て爾前二種の失一を脱たり。しかりといえどもいまだ発迹顕本せざれば、まことの一念三千もあらはれず、二乗作仏も定まらず。水中の月を見るがごとし。根なし草の波上に浮るにいたり。本門にいたりて、始成正覚をやぶれば、四教の果をやぶる。四教の果をやぶれば、四教の因やぶれぬ。爾前迹門の十界の因果を打やぶて、本門十界の因果をとき顕す。此即本因本果の法門なり。九界も無始の仏界に具し、仏界も無始の九界に備て、真十界互具・百界千如・一念三千なるべし。〔定本〕五五二頁〕

と示す本因本果の法門と軌を一にする説示である。また『十章鈔』では、

真実に円の行に順じて常に口ずさみにすべき事は南無妙法蓮華経なり。心に存べき事は一念三千の観法なり。これは智者の行解なり。日本国の在家の者には但一向に南無妙法蓮華経ととなえさすべし。〔定本〕四九〇頁〕

として、在家信者に向け、口唱・題目受持による事行の一念三千を示される。

(13) 『寺泊御書』(真・完)

(定) (対) 文永八年一〇月二三日

佐前最後の遺文である『寺泊御書』においては、「善無畏・金剛智等想云一念三千天台極理・一代肝心也。頭密二道可為詮之心地三千且置之。此外印与真言一仏教最要等云云。」〔定本〕五一三頁〕と述べられ、真言宗の一念三千盗用を批判するが、本門事の一念三千等の法門を示される事はない。また、先に見た『十章鈔』においては、本門に依る一念三千と事行の題目について色濃く示すが、本抄においては「日蓮八十万億那由他諸菩薩為三代官申之。」〔定本〕五一五頁〕と述べるように、上行自覚を示されていない事が判る。

佐前・佐後の教学の相違については、『祖書綱要刪略』に「愚者不堪観念^ニ・故用唱題^ヲ・蓋不獲^レ已^ル」之所行^{ナル}に耳、佐後乃云下^レ簡^ニ有智無智^ヲ一向廢^ニ他事^ト也^也」⁽⁶⁶⁾とあり、佐前においては唱題が観念に堪えない愚者の為の方法であり、佐後においては有智無智を問わず題目受持に依らなければならぬとしている事を指摘している。すなわち『十章鈔』においては迹門に依る一念三千を排し、本門の一念三千を明かして、「常に口ずさみにすべき事は南無妙法蓮華経なり。心に存すべき事は一念三千の観法なり。これは智者の行解なり。日本国の在家の者には但一向に南無妙法蓮華経となえさすべし。」⁽⁶⁷⁾『定本』四九〇頁)と事行の唱題修行を示されるが、これは『唱法華題目鈔』の「愚者多き世となれば一念三千の観を先とせず」⁽⁶⁸⁾『定本』二〇二頁)という説示とも軌を一にするものであり、智者・愚者に限定している点において、佐後の『報恩抄』に「有智無智をきはらず、一同に他事をすて南無妙法蓮華経と唱べし。」⁽⁶⁹⁾『定本』一二四八頁)とあるような、有智無智を問わない唱題の教示とは差異があるように見える。

以上、佐前遺文を総じると、①天台大師の一念三千を

叙述・引用する例として『一代聖教大意』『四教略名目』『断簡三二九』『像法決疑経等要文』『断簡五〇』『断簡三四七』『浄土九品之事』、②観念に依らない一念三千として『守護国家論』『唱法華題目鈔』『南條兵衛七郎殿御書』『十章鈔』、③一念三千を方便・寿量の二品、或いは迹門・本門で捉える例として『唱法華題目鈔』『断簡三四八』『十章鈔』、④真言宗批判・一念三千の盗用論が示される例として『顕謗法鈔』『法門可被申様之事』『寺泊御書』、⑤題目と一念三千の観念を智者・愚者に配当する例として『唱法華題目鈔』『十章鈔』を挙げる事が出来る。

三、おわりに

日蓮聖人は、佐前においては天台門下としての自覚を持ち、『摩訶止観』に説かれる一念三千を極説として捉えていたものの、『守護国家論』の「手に巻を執らざれども」「心に一念三千を観せざれども」という説示、『唱法華題目鈔』の「一念三千の観を先とせず」という叙述、『南條兵衛七郎殿御書』の「一念三千の観道を得たる人なりとも法華経のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。」という文言から、奪って言えば、理法の一念三千は末法不相応であるという意識を持っていた事が確認

出来る。また『十章鈔』の「心に存すべき事は一念三千の観法なり。これは智者の行解なり。」という表現からは、与えて言えば、末法における一念三千の観法は智者に限り用いられて然るべきであるという考えを持っていたことが判る。佐後に至ると、『開目抄』『観心本尊抄』を中心に、実践的・弘教的な本門寿量品に依る事一念三千法門を明確に示されるが、佐前においてもそれらの法門は端的に示されており、天台大師『摩訶止観』の定形的な説示を超えて一念三千を受容し、やがて題目受持へと集約されていく過程が確認出来る。また理・事という表現は佐前には見られないが、本門の一念三千の超勝性は既に文永初期から示されており、佐後に示される事一念三千法門は心の内に内鑑冷然と秘め、聖人はそれを端的に示されたのであろう。

本稿では佐前の遺文を中心に佐後遺文、特に『開目抄』『観心本尊抄』と比較検討をした。佐後遺文においては『八宗違目鈔』『開目抄』『真言諸宗違目』『日妙聖人御書』『観心本尊抄』『波木井三郎殿御返事』『小乘大乘分別鈔』『木絵二像開眼之事』『聖密房御書』『兄弟鈔』『撰時抄』『四条金吾釈迦仏供養事』『四信五品鈔』『下山御消息』『富木入道殿御返事』『諫曉八幡抄』に一念三千が示され

ており、これ等の検討を今後の課題としたい。

註

- (1) 『定本』の系年は(定)と記し、『日蓮大聖人御真蹟対照録』の経年は(対)と記した。
- (2) 『大正新修大藏経』(以下『正蔵』と略す) 四六卷五四頁^a
- (3) 『正蔵』 四六卷二九五頁 c
- (4) 『正蔵』 三三卷七七頁 c
- (5) 『正蔵』 四六卷四八頁 c
- (6) 『正蔵』 三四卷五頁 c
- (7) 『正蔵』 三四卷七頁 b
- (8) 『正蔵』 三三卷六八一頁 a
- (9) 『正蔵』 四六卷二七七頁 b
- (10) 『正蔵』 四六卷二九六頁 a
- (11) 『正蔵』 三三卷九一八頁 a
- (12) 『正蔵』 三三卷八一六頁 b
- (13) 『日蓮聖人御遺文講義』第九卷(昭和三十三年日蓮聖人遺文研究会発行)に「法華経一部の肝心である方便品の一念三千、寿量品の久遠実成の法門が妙法の二字に収まっている。」(三六五頁)、『日蓮聖人全集』第四卷(平成五年春秋社発行)に「法華経二十八品の肝心たる方便品の一念三千と寿量品の久遠実成の法門」(三九九頁)とあり同様の解釈

である。

- (14) 『正蔵』 四六卷五四頁 a
- (15) 『正蔵』 四六卷二九六頁 a
- (16) 『定本』 五二七頁
- (17) 『定本』 五三九頁・五四一頁・五七九頁
- (18) 『定本』 六三八頁
- (19) 『定本』 七一頁
- (20) 『定本』 七七〇頁
- (21) 『定本』 七九二頁
- (22) 『定本』 八二一頁
- (23) 『定本』 一一八三頁
- (24) 『定本』 一三二六頁
- (25) 『葉王品得意抄』は弘安三年説もあるが、文永三年述作の『法華題目鈔』の本門迹門を日月で捉えている一文が、本門の優位性を顕している事は明らかである。
- (26) 『祖書綱要刪略』(『日蓮宗全書』所収。昭和五二年本満寺発行) 七一頁